

冷凍したくろまぐろの事前確認制移行について

輸入注意事項5第8号(5.8.18)

改正①輸入注意事項7第58号(7.9.29) ②輸入注意事項12第135号(12.12.26)

平成5年8月18日付け通商産業省告示第424号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成5年9月1日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成5年9月1日以降の当該貨物の輸入については、平成5年8月31日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第52条第1項に規定する移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けて下さい。②